



パート②①

児童手当



一人目の子どもから支給

●児童手当を受給できる人

3歳未満の児童を養育している方で、前年（1月から5月までの月分については前々年）の収入が一定の額未満の場合に受けられます。

平成4年1月から制度の改正が行われ、支給対象となる年齢については経過措置が設けられています。

●児童手当の額

平成4年1月から児童手当の額は、第1子及び第2子は月額5,000円、第3子以降は1人につき月額10,000円です。

●特例給付とは

児童手当の所得要件に該当しないため児童手当を受けられない被用者（厚生年金等に参加している人）または公務員について、その人の前年（1月から5月までの月分については前々年）の収入が一定の額に満たないときは、特例給付が支給されます。特例給付の支給額については、児童手当の場合と同じです。



身体障害者寝具乾燥サービス

町では、寝たきりまたは家族の十分な介護が受けられない障害者のため、日常使用している寝具の乾燥サービスを実施します。サービスに訪問した際には、障害者に関する相談事も受付ますので、お申し込みください。

料金 無料

利用回数 月2回以内

申込 住民福祉課福祉係

母子・父子家庭等児童一時保護事業

今年から母子・父子家庭への福祉事業としてスタートします。

町内の母子・父子家庭で保護者が仕事等の都合により一時的に児童を監護できなくなった場合に、町が町内福祉施設に児童の監護を委託する事業です。

詳しくは、最寄りの母子福祉推進員さんにお尋ねください。

和きあいあいムード

光町さわやかスポーツ大会

さわやかな秋晴れの下、光スポーツ公園芝生広場で11月17日「さわやかスポーツ大会」が開かれました。競技に参加した方々はお

▶お互いに助け合い、楽しく過ごしました。

互いに助け合い、またボランティアの方々との協力を得ながら、すごろくゲーム等5種類のゲームに参加し、楽しい一日を過ごしました。

なお、この大会は町と社会福祉協議会が体の不自由な方々を対象にスポーツを通じて楽しみながら社会に参加し、体力の維持向上を図ることを目的に年に1回開かれるものです。これからも、楽しいスポーツ大会を企画しますので多数のご参加をお待ちします。



2月1日(月)は、国民年金1月分の納期です。